

自己資本の充実の状況

本項において、「自己資本比率告示」とは2006年金融庁告示第19号を指しております。

〈自己資本の構成に関する開示事項〉

●連結自己資本比率

(単位：百万円)

項目	2018年度中間期		2019年度中間期	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	418,265		443,552	
うち、資本金及び資本剰余金の額	76,435		76,364	
うち、利益剰余金の額	345,906		371,003	
うち、自己株式の額 (△)	1,811		1,548	
うち、社外流出予定額 (△)	2,265		2,266	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△2,497		△3,247	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	△2,497		△3,247	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	550		446	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	82		94	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	82		94	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	△5		△41	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,173		1,017	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	417,569		441,821	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,602	400	2,331	
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,602	400	2,331	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	6	1	53	
適格引当金不足額	13,943		14,754	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
退職給付に係る資産の額	-	-	-	
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	16	4	16	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15,569		17,155	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	402,000		424,665	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	3,470,071		3,396,464	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	410		△51	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	400			
うち、繰延税金資産	1			
うち、退職給付に係る資産	-			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-			
うち、上記以外に該当するものの額	7		△51	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	152,510		153,294	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	3,622,582		3,549,758	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.09%		11.96%	

(注) 海外営業拠点を有さないため、自己資本比率は国内基準が適用されます。

●単体自己資本比率

(単位：百万円)

項目	2018年度中間期		2019年度中間期	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	404,231		428,239	
うち、資本金及び資本剰余金の額	72,719		72,648	
うち、利益剰余金の額	335,588		359,406	
うち、自己株式の額 (△)	1,811		1,548	
うち、社外流出予定額 (△)	2,265		2,266	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	550		446	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8		8	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8		8	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	△5		△41	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	404,785		428,652	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,517	379	2,146	
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,517	379	2,146	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	
適格引当金不足額	16,658		17,343	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
前払年金費用の額	-	-	-	
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	16	4	16	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	18,192		19,506	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	386,593		409,146	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	3,471,070		3,404,829	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	386		△52	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	379			
うち、繰延税金資産	-			
うち、前払年金費用	-			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-			
うち、上記以外に該当するものの額	7		△52	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	145,430		145,959	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	3,616,501		3,550,788	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.68%		11.52%	

(注) 海外営業拠点を有さないため、自己資本比率は国内基準が適用されます。